

別表十三(十二)

「8」欄、「13」欄又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度  
又は連結  
事業年度

法人名

別表十三(十二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

助成金等の名称	1	告示年月日	4	平	・	・
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「8」欄</b></p> <p>転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の4第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「00274」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十三(十二)「8」欄の金額(当該金額が同表「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))</p> </div>						
<p>助成金</p>						
<p>助成金</p>						
<p>助成金</p>						
<p>転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算</p>						
帳簿価額の減額等をした場合				特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7	円	特別勘定に経理した金額	17	円	
減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8		繰入限度額	18		
損金不算入額	9		(12) - (14)			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>「17」欄</b></p> <p>転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の4第4項」※1又は「第67条の4第5項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄:「00276」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十三(十二)「17」欄の金額(当該金額が同表「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額(円単位))</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外</p> <p>※2 企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合</p> </div>						
減価償却取壊し等						
差引						
業						
助成						
成						
金						
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		繰越	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	21	
固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		繰越			
圧縮限度額の計算	15		繰越	当期中に益金の額に算入すべき金額	22	
圧縮限度超過額	16		繰越	期末特別勘定残額	23	
			繰越	(20) - (21) - (22)		

P61参照

○ 別表十三(十二)「13」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」の欄の金額(当該金額が同表「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、企業組織再編成に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。